

# 資料編

## 1. 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議 (第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ

計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要

な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有して

いることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視

し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることが出来る。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他

必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。  
（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## 2. 男女共同参画基本計画（第2次）の概要

### 第1部 基本的考え方

#### 1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等

- (1) 男女共同参画基本計画
- (2) 第1次基本計画策定後の主な取組
- (3) 男女共同参画基本計画改定の経緯

#### 2 男女共同参画基本計画（第2次）の構成と重点事項

- (1) 男女共同参画基本計画（第2次）の構成
- (2) 男女共同参画基本計画（第2次）の重点事項

### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

#### 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
  - ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進
  - イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
  - ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等
  - イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
- (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
  - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
  - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成
  - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保

#### 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供

#### 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
  - ア 男女雇用機会均等の更なる推進
  - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

- ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進
- エ 男女間の賃金格差の解消
- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助
  - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
  - イ 再就職に向けた支援
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備
  - ア 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及
  - イ パートタイム労働対策の総合的な推進
  - ウ 労働者派遣事業に係る対策の推進
  - エ 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進
  - オ 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画
- (5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備
  - ア 起業支援策の充実
  - イ 雇用・起業以外の就業環境整備

#### 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

#### 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

- (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
  - ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進
  - イ 仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実
  - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
  - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
  - ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
  - イ ひとり親家庭等に対する支援の推進
- (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
  - ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
  - イ 地域社会への男女の共同参画の促進

#### 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- (1) 高齢者の社会参画に対する支援
- (2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

- ア 介護保険制度の着実な実施
  - イ 高齢者保健福祉施策の推進
  - ウ 介護に係る人材の確保
- (3) 高齢期の所得保障
- (4) 障がい者の自立した生活の支援
- (5) 高齢者及び障がい者の自立を容易にする社会基盤の整備

## 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
  - イ 体制整備
  - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
  - エ 女性に対する暴力に関する調査研究等
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ア 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項
  - イ 相談体制の充実
  - ウ 被害者の保護及び自立支援
  - エ 関連する問題への対応
- (3) 性犯罪への対策の推進
- ア 性犯罪への厳正な対処等
  - イ 被害者への配慮等
  - ウ 加害者に関する対策の推進等
  - エ 啓発活動の推進
- (4) 売買春への対策の推進
- ア 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
  - イ 児童に関する対策の推進
- (5) 人身取引への対策の推進
- ア 人身取引対策行動計画の積極的な推進
  - イ 関係法令の適切な運用
  - ウ 被害者の立場に立った適切な対処の推進
  - エ 調査研究等の推進
- (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
  - イ 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
  - ウ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- (7) ストーカー行為等への対策の推進
- ア ストーカー行為等への厳正な対処
  - イ 被害者等の支援及び防犯対策
  - ウ 広報啓発の推進

## 8 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進
  - ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
  - イ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
  - ア 妊娠・出産期における女性の健康支援
  - イ 適切な性教育の推進
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
  - ア HIV／エイズ、性感染症対策
  - イ 薬物乱用対策の推進
  - ウ 喫煙、飲酒対策の推進

## 9 メディアにおける男女共同参画の推進

- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
  - ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等
  - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
  - ウ メディア・リテラシーの向上
- (2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

## 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1) 男女平等を推進する教育・学習
  - ア 初等中等教育の充実
  - イ 高等教育の充実
  - ウ 社会教育の推進
  - エ 教育関係者の意識啓発
  - オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実
- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
  - ア 生涯学習の推進
  - イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
  - ウ 進路・就職指導の充実

## 11 地球社会の「平等・発展・平和」への貢献

- (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
- (2) 地球社会の「平等・発展・平和」への貢献
  - ア 「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進
  - イ 国連の諸活動への協力
  - ウ 女性の平和への貢献
  - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
  - オ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

カ NGOとの連携・協力推進

12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

- (1) 科学技術
- (2) 防災（災害復興を含む）
- (3) 地域おこし、まちづくり、観光
- (4) 環境

**第3部 計画の推進**

1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

- (1) 男女共同参画会議の機能発揮
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

3 女性のチャレンジ支援

### 3. 用語解説

#### ※1 固定的な性別役割分担

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

#### ※2 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が正式名称で、昭和 61 年（1986 年）4 月に施行。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。

平成 11 年（1999 年）4 月には、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別の禁止、ポジティブ・アクション及びセクシュアル・ハラスメントに係る規定の創設、企業名公表制度の創設等を盛り込み、改正法が施行されました。

平成 19 年（2007 年）4 月には、性別による差別禁止の範囲の拡大、間接差別禁止規定の創設、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を盛り込み、改正法が施行されました。

#### ※3 合計特殊出生率

一人の女性が生涯に産む子どもの平均数。15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。

#### ※4 ドメスティック・バイオレンス（DV）

家庭内で発生するすべての暴力を指す言葉ですが、最近では、夫や恋人など親密な関係にある男性から女性が受ける暴力を指して使われることが多くなっています。肉体的な暴力だけでなく、行動の監視や制限をする、ののしるといった言葉や行為によるものについても暴力の範ちゅうとして取り上げられています。

#### ※5 セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれます。立場を利用するなど、性差別の上に成り立っていることが多く、特に雇用の場で問題となっています。

#### ※6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力にかかわる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。平成 13 年（2001 年）10 月施行。

平成 16 年（2004 年）12 月には、それまでの保護命令などでは対応できない事例が多くみら

れたこともあり、保護命令の対象を元配偶者に拡大するとともに被害者の子どもへの接近禁止命令制度の創設や退去命令の期間を延長することなどを柱とした改正法が施行されました。

## ※7 メディアリテラシー

情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす能力のことであり、メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。従来は、電話や手紙などのパーソナル(コミュニケーション)メディア、新聞やテレビ・ラジオをはじめとするマスメディアといった伝統的なメディアの利用方法を知っていれば事足りましたが、現在では、急激な技術の進歩によりインターネットや携帯電話などの新しい形態のメディアが台頭しており、こうした新しいメディアの利用にまつわるトラブルや混乱も頻発するようになってきました。このため、各メディアの本質を理解し、適切に利用する能力であるメディアリテラシーの重要性は日に日に高まっています。

## ※8 エンパワーメント

「力をつけること」の意味。具体的には、自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になることを意味しています。

## ※9 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施するものです。例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進などがあります。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

基本法上の積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではありません。

## ※10 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が正式名称で、平成4年(1992年)4月に施行。仕事と家庭生活の両立を図るため、労働者が育児休業や介護休業、時間外労働及び深夜業の制限の制度を取得できることを労働者の権利として規定するとともに、勤務時間の短縮等の措置を講ずることを事業主に義務づける法律。

平成17年(2005年)4月には、育児・介護休業対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子どもの看護休暇の創設等を盛り込み、改正法が施行されました。

## ※11 家族経営協定

経営方針や役割分担・就業条件・収益配分などについて、家族の合意のもとに取り決めを文書で行うこと。